

介護老人福祉施設（ユニット型）事業者自己点検シート

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	
I 人員基準					
従業者の員数	(1) ① (医師) 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数となっていますか。	基準条例第79号第5条第1項第1号	☐	☐	
	(2) ① (生活相談員) 入所者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上となっていますか。 (例) 入所者100人まで 1人 入所者100人超～200人 2人 ② 上記の生活相談員は常勤ですか。 ③ 生活相談員は、以下のいずれかに該当しますか。 ・社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者（社会福祉主事、社会福祉士等） ・介護支援専門員 ・1年以上介護等の業務に従事した者であって、介護福祉士または、介護職員初任者研修を修了した者と同等の資格を有する者 ・2年以上社会福祉施設で介護等の業務に従事した者	基準条例第79号第5条第1項第2号第4項	☐	☐	
	(3) ① (看護職員又は介護職員) 看護職員及び介護職員の合計数は、常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上となっていますか。 ② 看護職員は常勤換算方法で、以下の区分に応じた配置となっていますか。 (1) 入所者数が30以下 1以上 (2) 入所者数が31以上 50以下 2以上 (3) 入所者数が51以上 130以下 3以上 (4) 入所者数が131以上 3に、入所者数が130を超えて50又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 ③ 上記の看護職員のうち、1人以上は常勤ですか。	基準条例第79号第5条第1項第3号第5項	☐	☐	
	(4) ① (栄養士) 1以上となっていますか。 ※ただし、入所定員が40人を超えない場合にあつては、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができます。	基準条例第79号第5条第1項第4号	☐	☐	
	(5) ① (機能訓練指導員) 1以上となっていますか。 ② 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者（※）を配置していますか。 ※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	基準条例第79号第5条第1項第5号第6項	☐	☐	
	(6) ① (介護支援専門員) 1以上となっていますか。 (入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。100人未満でも1人は必要。) ② 上記の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者ですか。（ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務に従事することは可能）	基準条例第79号第5条第1項第6号第8項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(7)	(入所者の数) ① 従業者の員数を算定する場合の入所者の数は、前年度の平均値としていますか。 ② 新規に指定を受けた場合や、増床・減床した場合に、適正な計算で入所者数を算出していますか。	基準条例第79号第5条第2項	☐	☐	
管理者	(1)	① 施設ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置いていますか。 ② 管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無（有・無） ・当該施設内で他職種と兼務している場合は、その職種名（ ） ・同一敷地等の他事業所等と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所等：（ ） 職種名：（ ） 勤務時間：（ ）	基準条例第79号第26条（準用）	☐	☐	

（注）事業所にある既存の「1日ごとの入所者数実績（前月1月分）」及び「勤務表（前月1月分）」を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

Ⅱ 設備基準

設備及び備品等	(1)	① 以下に掲げる設備を設けるとともに、サービスを提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えていますか。 ○ユニット （居室・共同生活室・洗面設備・便所） ○浴室 ○医務室 ○廊下 ○消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ② 上記に掲げる設備は、専ら当該指定介護老人福祉施設の用に供するものですか。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りではありません。	基準条例第79号第46条第1項、第3項	☐	☐	
	(2)	(居室) ① 居室の定員は、1人となっていますか。 ※ただし、利用者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、2人とすることができます。 ② 居室は、いずれかのユニットに属していますか。 当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けられていますか。 ③ 一のユニットの利用定員は、おおむね10人以下となっていますか。 ④ 入所者1人当たりの床面積は、10.65㎡以上となっていますか。（居室定員が2人の場合は、21.3㎡以上となっていますか。） ※ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えありません。 ⑤ ブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(3)	（共同生活室） ①ユニットの入所者が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有していますか。 ②床面積は、2㎡に当該共同生活室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面積以上となっていますか。 ③必要な設備及び備品を備えていますか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	
	(4)	（洗面設備） ① 居室ごと又は共同生活室ごとに、適当数設けていますか。 ② 要介護者が使用するのに適したものですか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	
	(5)	（便所） ① 居室ごと又は共同生活室ごとに、適当数設けていますか。 ② ブザー又はこれに代わる設備を設けていますか。また、要介護者が使用するのに適したものですか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	
	(6)	（浴室） ① 要介護者が入浴するのに適したものですか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	
	(7)	（医務室） ① 医療法第1条の5第2項に規定する診療所ですか。 ② 入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けてありますか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	
	(8)	① 廊下の幅は、1.8m以上となっていますか。 ② 中廊下（廊下の両側に居室、静養室など入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下）の幅は2.7m以上となっていますか。 ※ただし、廊下の一部の幅を拡張することにより入居者、従業員の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、1.5m（中廊下にあては1.8m）以上とすることができます。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	
	(9)	（消火設備その他の非常災害に際して必要な設備） ① 消防法その他の法令等に規定された設備が確実に設置されていますか。	基準条例第79号第46条第2項	☐	☐	

Ⅲ 運営基準

内容及び手続きの説明・同意		入所者のサービス選択に資すると認められる重要事項（※）について記した文書を交付し、入所申込者又はその家族に対し説明を行い、入所申込者の同意（書面による確認が望ましい）を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、虐待防止等の人権擁護の取組等	基準条例第79号第7条（準用）	☐	☐	
提供拒否の禁止		正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	基準条例第79号第8条（準用）	☐	☐	
サービス提供困難時の対応		自ら適切なサービス提供が困難な場合は、適切な病院もしくは診療所又は介護老人福祉施設を紹介する等の必要な措置を速やかに講じていますか。	基準条例第79号第9条（準用）	☐	☐	
受給資格等の確認		① 入所申込者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無、認定有効期間を確認していますか。 ② 被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	基準条例第79号第10条（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
要介護認定の申請に係る援助		① 入所申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。 ② 入所者が要介護認定を申請していない場合、入所者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 ③ 遅くとも、入所者の要介護認定有効期間の満了日３０日前には、要介護認定の更新申請が行われるよう、必要な援助を行っていますか。	基準条例第７９号第11条（準用）	☐	☐	
入退所		① 入所申込者の数が入所定員から入所者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入所させるよう努めていますか。 ② 入所申込者の入所に際して、居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。 ③ 入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討していますか。 ④ 上記の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の従業者の間で協議していますか。 ⑤ 居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対して、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助をしていますか。 ⑥ 入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めていますか。また、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めていますか。	基準条例第７９号第12条（準用）	☐	☐	
サービスの提供の記録		① 入所に際しては入所年月日並びに施設の種類及び名称を、退所に際しては退所年月日を、当該者の被保険者証に記載していますか。 ② サービスを提供した場合は、具体的なサービスの内容、入所者の心身の状況その他必要な事項を記録していますか。	基準条例第７９号第13条（準用）	☐	☐	
利用料等の受領	(1)	法定代理受領サービスの場合、入所者から入所者負担分の支払を受けていますか。	基準条例第７９号第47条第1項	☐	☐	
	(2)	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に不合理な差額を設けていませんか。	基準条例第７９号第47条第2項	☐	☐	
	(3)	次に掲げる費用以外の支払を受けてはいませんか。 ① 食事の提供に要する費用 ② 居住に要する費用 ③ 特別な居室の提供に伴う費用 ④ 特別な食事の提供に伴う費用 ⑤ 理美容代 ⑥ ①～⑤に掲げるもののほか、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適当と認められるもの	基準条例第７９号第47条第3項	☐	☐	
	(4)	保険給付の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の支払いを受けていませんか。	基準条例第７９号第47条第3項	☐	☐	
	(5)	(3)の①～④に掲げる費用については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（H17.9.7厚労省告示第419号）」によっていますか。	基準条例第７９号第47条第3項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(6)	(3)に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得ていますか。	基準条例第79号第47条第3項	☐	☐	
	(7)	入所者からサービスの提供に要した費用につき、支払いを受けたときは、領収証を交付していますか。	介護保険法第48条第7項（第41条第8項準用）	☐	☐	
保険給付のための証明書の交付		法定代理受領サービスではない、サービス提供に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を入所者に交付していますか。	基準条例第79号第15条（準用）	☐	☐	
指定介護福祉施設サービスの取扱方針	(1)	入所者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入所者の日常生活上の活動について必要な援助を行っていますか。	基準条例第79号第48条第1項	☐	☐	
	(2)	各ユニットにおいて入所者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう、配慮されていますか。	基準条例第79号第48条第2項	☐	☐	
	(3)	入所者のプライバシーの確保に配慮されていますか。	基準条例第79号第48条第3項	☐	☐	
	(4)	入所者の自立した生活を支援することを基本として、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状態等を常に把握されていますか。	基準条例第79号第48条第4項	☐	☐	
	(5)	サービスの提供に当たっては、入所者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。	基準条例第79号第48条第5項	☐	☐	
	(6)	サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（身体的拘束等）を行っていますか。	基準条例第79号第48条第6項	☐	☐	
	(7)	(4)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状態並びに緊急やむを得なかった理由を記録していますか。	基準条例第79号第48条第7項	☐	☐	
	(8)	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。	基準条例第79号第48条第8項	☐	☐	
施設サービス計画の作成	(1)	施設サービス計画の作成に関する業務は、介護支援専門員が担当していますか。	基準条例第79号第17条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、施設サービス計画上に位置付けるよう努めていますか。	基準条例第79号第17条第2項第1号（準用）	☐	☐	
	(3)	入所者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える問題点を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握していますか。	基準条例第79号第17条第2項第2号（準用）	☐	☐	
	(4)	解決すべき課題の把握（アセスメント）に当たっては、入所者及びその家族に面接して行っていますか。この場合において、面接の趣旨を入所者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得ていますか。	基準条例第79号第17条第3号（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(5)	入所者の希望及びアセスメントの結果に基づき、入所者の家族の希望を勘案して、入所者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、サービスの目標及びその達成時期、サービスの内容、サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成していますか。	基準条例第79号第17条第2項第4号（準用）	☐	☐	
	(6)	サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めていますか。	基準条例第79号第17条第2項第5号（準用）	☐	☐	
	(7)	施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得ていますか。	基準条例第79号第17条第2項第6号（準用）	☐	☐	
	(8)	施設サービス計画を入所者に交付していますか。	基準条例第79号第17条第2項第7号（準用）	☐	☐	
	(9)	施設サービス計画の作成後、当該施設サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていますか。また、必要に応じて施設サービス計画の変更を行っていますか。	基準条例第79号第17条第2項第8号（準用）	☐	☐	
	(10)	モニタリングにあたっては、定期的に入所者に面接し、かつ定期的に当該モニタリングの結果を記録していますか。	基準条例第79号第17条第2項第9号（準用）	☐	☐	
	(11)	以下の場合においては、サービス担当者会議の開催等により、施設サービス計画の変更の必要性について、担当者から意見を求めていますか。 ・入所者が要介護更新認定を受けた場合 ・入所者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合	基準条例第79号第17条第2項第10号（準用）	☐	☐	
	(12)	施設サービス計画を変更する場合においても、上記(2)から(8)の規定を準用して行っていますか。	基準条例第79号第17条第3項（準用）	☐	☐	
介護	(1)	各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入所者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行っていますか。	基準条例第79号第49条第1項	☐	☐	
	(2)	入所者の日常生活における家事を、入所者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援していますか。	基準条例第79号第49条第2項	☐	☐	
	(3)	入居者が身体の清潔の維持、精神的に快適に生活できるよう、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしていますか。また、入浴の実施にあたっては、事前に健康管理を行っていますか。	基準条例第79号第49条第3項	☐	☐	
	(4)	入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行っていますか。	基準条例第79号第49条第4項	☐	☐	
	(5)	おむつを使用せざるを得ない入所者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替えていますか。	基準条例第79号第49条第5項	☐	☐	
	(6)	褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を予防するための体制を整備していますか。	基準条例第79号第49条第6項			
	(7)	(1)から(5)に定めるほか、入所者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援していますか。	基準条例第79号第49条第7項	☐	☐	
	(8)	常時1人以上の介護職員を介護に従事させていますか。	基準条例第79号第49条第8項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(9)	入所者に対して、入所者の負担により、当該事業所の従業者以外の者による介護を受けさせていませんか。	基準条例第79号第49条第9項	☐	☐	
食事	(1)	栄養並びに入所者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供していますか。	基準条例第79号第50条第1項	☐	☐	
	(2)	入所者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行っていますか。	基準条例第79号第50条第2項	☐	☐	
	(3)	入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、入所者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保していますか。	基準条例第79号第50条第3項	☐	☐	
	(4)	入所者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入所者が共同生活室で食事を摂ることを支援していますか。	基準条例第79号第50条第4項			
相談及び援助		常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。	基準条例第79号第20条（準用）	☐	☐	
社会生活上の便宜の提供等	(1)	入所者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援していますか。	基準条例第79号第51条第1項	☐	☐	
	(2)	入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行っていますか。	基準条例第79号第51条第2項	☐	☐	
	(3)	常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めていますか。	基準条例第79号第51条第3項	☐	☐	
	(4)	入所者の外出の機会を確保するよう努めていますか。	基準条例第79号第51条第4項	☐	☐	
機能訓練		入所者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行っていますか。	基準条例第79号第22条（準用）	☐	☐	
健康管理		医師及び看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意をするとともに、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとっていますか。	基準条例第79号第23条（準用）	☐	☐	
入所者の入院期間中の取り扱い		入所者が病院等に入院し、入院後おおむね3月以内に退院することが明らかに見込まれる場合は、やむをえない事情がある場合を除き、退院後は再び施設に円滑に入所できるようにしていますか。	基準条例第79号第24条（準用）	☐	☐	
入所者に関する市町村への通知		入所者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ① サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ② 偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	基準条例第79号第25条（準用）	☐	☐	
管理者による管理		管理者は、専ら指定介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者ですか。（ただし、管理上支障がない場合は、施設の従業者として勤務すること、又は同一敷地内にある他の事業所、サテライト等の職務を兼務することができる。）	基準条例第79号第26条（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
管理者の業務	(1)	管理者は、従業者の管理及び利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っていますか。	基準条例第79号第27条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	管理者は、施設の従業者に、基準条例の規定を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。	基準条例第79号第27条第2項（準用）	☐	☐	
計画担当介護支援専門員の業務	(1)	計画担当介護支援専門員は、入所申込者の入所に際し、居宅介護支援事業者に対する照会等により、心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等を把握していますか。	基準条例第79号第28条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	計画担当介護支援専門員は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、定期的に検討していますか。	基準条例第79号第28条第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	計画担当介護支援専門員は、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な援助を行っていますか。	基準条例第79号第28条第3項（準用）	☐	☐	
	(4)	計画担当介護支援専門員は、入所者の退所に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供していますか。また、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携していますか。	基準条例第79号第28条第4項（準用）	☐	☐	
	(5)	計画担当介護支援専門員は、身体的拘束等の態様及び時間、その時の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録していますか。（やむを得ず身体拘束等を行う場合）	基準条例第79号第28条第5項（準用）	☐	☐	
	(6)	計画担当介護支援専門員は、苦情の内容等を記録していますか。	基準条例第79号第28条第6項（準用）	☐	☐	
	(7)	計画担当介護支援専門員は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	基準条例第79号第28条第7項（準用）	☐	☐	
運営規程		以下の事項を運営規程に定めていますか。 ☐ 施設の目的及び運営の方針 ☐ 従業者の職種、員数及び職務の内容 ☐ 入居定員 ☐ ユニットの数及びユニットごとの入居定員 ☐ サービスの内容及び利用料その他の費用の額 ☐ 施設の利用に当たっての留意事項 ☐ 非常災害対策 ☐ 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続 ☐ 苦情を処理するために講ずる措置の概要 ☐ その他運営に関する重要事項	基準条例第79号第52条	☐	☐	
勤務体制の確保等	(1)	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	基準条例第79号第53条第1項	☐	☐	
	(2)	① 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置していますか。 ② 夜間及び深夜については、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として配置していますか。 ③ ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置していますか。	基準条例第79号第53条第2項	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(3)	当該事業所の従業者等によってサービスを提供していますか。 ※ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。	基準条例第79号第53条第3項	☐	☐	
	(4)	従業者に対して研修の機会を確保していますか。	基準条例第79号第53条第4項	☐	☐	
定員の遵守		ユニットごとの入所定員及び居室の定員を超えてサービスの提供を行っていませんか。 （災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。）	基準条例第79号第54条	☐	☐	
非常災害対策		①非常災害に関する具体的計画（消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画）を立てていますか。 ②地域の消防機関へ通報する体制はとれていますか。また、災害時に消火・避難等に協力してもらえるよう、日頃から地域の消防団や地域住民との関係づくりが行われていますか。 ③定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。	基準条例第79号第32条（準用）	☐	☐	
衛生管理等	(1)	入所者の使用する食器その他の設備・飲料水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じていますか。また、医薬品及び医療機器の管理を適切に行っていますか。	基準条例第79号第33条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	①感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね3月に1回以上開催していますか。また、その結果について、職員に周知されていますか。 ②感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針は整備されていますか。 ③介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を、定期的に開催していますか。（年2回以上及び新規採用時） ④別に厚生労働大臣が定める感染症及び食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（※）に沿った対応が行われていますか。 ※H18.3.31厚生労働省告示第268号	基準条例第79号第33条第2項（準用）	☐	☐	
協力病院等	(1)	入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院（施設から近距離にあることが望ましい）を定めていますか。	基準条例第79号第34条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	あらかじめ、協力歯科医療機関（施設から近距離にあることが望ましい）を定めておくよう努めていますか。	基準条例第79号第34条第2項（準用）	☐	☐	
掲示	(1)	施設の見やすい場所に、運営規程の概要や、従業者の勤務の体制、協力病院、利用料その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。	基準条例第79号第35条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	前記の重要事項について、ホームページに掲載する等、周知に努めていますか。	基準条例第79号第35条第2項（準用）	☐	☐	
秘密保持等	(1)	従業者又は当該施設の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。	基準条例第79号第36条第1項（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(2)	居宅介護支援事業者等に対して入所者に関する情報を提供する場合、あらかじめ文書により入所者の同意を得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）	基準条例第79号第36条第2項（準用）	☐	☐	
広告		虚偽又は誇大な広告をしていませんか。	基準条例第79号第37条（準用）	☐	☐	
居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止		居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、被保険者に施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。 また、居宅介護支援事業者又はその事業者から、施設の退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の収受をしていませんか。	基準条例第79号第38条（準用）	☐	☐	
苦情処理	(1)	苦情に対し、迅速かつ適切に対応していますか。また、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制等を入所申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、施設に掲示していますか。 苦情件数：月 件程度 苦情相談窓口の設置：有・無 相談窓口担当者：	基準条例第79号第39条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	苦情相談の記録を行っていますか。 苦情相談記録は5年間保存されていますか。	基準条例第79号第39条第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行っていますか。	基準条例第79号第39条第2項（準用）	☐	☐	
	(4)	提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じていますか。	基準条例第79号第39条第3項（準用）	☐	☐	
	(5)	入所者からの苦情に関して国保連が行なう法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国保連から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。	基準条例第79号第39条第5項（準用）	☐	☐	
	(6)	市町村又は国保連からの求めがあった場合には、改善の内容を市町村又は国保連に報告していますか。	基準条例第79号第39条第4・6項（準用）	☐	☐	
地域等との連携	(1)	地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図っていますか。	基準条例第79号第40条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	介護相談員を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めていますか。	基準条例第79号第40条第2項（準用）	☐	☐	
事故発生時の対応	(1)	①事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針が整備されていますか。 ②事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告し、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する仕組みがありますか。 ③事故発生防止のための委員会や従業者に対する研修は定期的の実施されていますか。	基準条例第79号第41条第1項（準用）	☐	☐	

点検項目	確認事項		根拠条文	点検結果		「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
				適	不適	
	(2)	入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、県、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。	基準条例第79号第41条第2項（準用）	☐	☐	
	(3)	上記の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録していますか。	基準条例第79号第41条第3項（準用）	☐	☐	
	(4)	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無	基準条例第79号第41条第4項（準用）	☐	☐	
会計の区分		他の事業との会計を区分していますか。	基準条例第79号第42条（準用）	☐	☐	
記録の整備	(1)	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	基準条例第79号第43条第1項（準用）	☐	☐	
	(2)	入所者に対するサービスの提供に関する以下の記録を整備し、当該記録を整備した日から5年間保存していますか。 ① 施設サービス計画 ② 具体的なサービスの内容等の記録 ③ 身体拘束等の態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録 ④ 入所者に関する市町村への通知に係る記録 ⑤ 苦情の内容等の記録 ⑥ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	基準条例第79号第43条第2項（準用）	☐	☐	
虐待防止		（高齢者虐待の防止） 入所者の人格を尊重し、入所者のため忠実にその職務を遂行していますか。 ※身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待等虐待行為が行われていないこと。 ※高齢者虐待の防止について、従業者への研修の実施、入所者及びその家族からの苦情の処理体制の整備等の措置が講じられていること。	法第74条第6項	☐	☐	
IV 変更の届出等						
		事業者は、当該指定に係る施設の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出ていますか。 ① 施設の名称及び所在地 ② 開設者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名 ③ 開設者の定款、寄付行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る） ④ 併設する施設の概要 ⑤ 建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要 ⑥ 施設の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴 ⑦ 運営規程 ⑧ 協力医療機関の名称及び診療科目並びに契約の内容 ⑨ 施設介護サービス費の請求に関する事項 ⑩ 役員の氏名、生年月日及び住所 ⑪ 介護支援専門員の氏名及びその登録番号	法第89条施行規則第134条	☐	☐	